

令和4年第1回西会津町議会臨時会会議録

1. 招集日 令和4年1月11日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和4年1月11日
2. 閉 会 令和4年1月11日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒 海 正 人	5番 猪 俣 常 三	9番 多 賀 剛
2番 上 野 恵美子	6番 三 留 正 義	10番 青 木 照 夫
3番 小 林 雅 弘	7番 小 柴 敬	11番 清 野 佐 一
4番 秦 貞 継	8番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣

2. 不応招議員

なし

令和4年第1回西会津町議会臨時会会議録

令和4年1月11日(火)

開 会 10時20分

閉 会 10時42分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	商工観光課長	岩 湊 東 吾
副 町 長	大竹 享	農林振興課長	矢 部 喜代栄
総 務 課 長	新田新也	建設水道課長	石 川 藤一郎
企画情報課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
町民税務課長	渡部峰明	教 育 長	江 添 信 城
福祉介護課長	渡部栄二	学校教育課長	玉 木 周 司
健康増進課長	小 瀧 武 彦	生涯学習課長	五十嵐 博 文

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和4年第1回議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年1月11日 午前10時20分開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 令和3年度西会津町一般会計補正予算（第6次）

日程第6 報告第1号 委任専決処分事項

閉 会

○議長　ただいまから、令和4年第1回西会津町議会臨時会を開会いたします。

(10時20分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長　ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり1件の議案及び1件の報告が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番、秦貞継君、7番、小柴敬君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1月11日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、会期は本日1月11日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　(町長提案理由の説明)

○議長　日程第5、議案第1号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第6次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第1号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第6次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の内容であります。12月議会定例会において、補正予算のご議決をいただき

ました子育て世帯臨時特別給付金事業におきまして、現金5万円とクーポン券5万円の給付を予定しておりましたところ、議決後に国の方針が変更となり、全額現金給付も可能となったことから、予算の組み替えを行うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、住民税非課税世帯に対し10万円が給付される、住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業を新たに予算計上したところであります。それでは予算書をご覧ください。

令和3年度西会津町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億448万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,890万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。4ページをご覧ください。

まず、歳入であります。14款、国庫支出金、2項2目、民生費国庫補助金1億448万7千円を増額は、事務費の減額に伴う、子育て世帯臨時特別給付金給付金事業補助金89万2千円の減、及び非課税世帯臨時特別給付金事業補助金1億537万9千円の新規計上であります。

5ページをご覧ください。歳出であります。

3款民生費、1項5目、非課税世帯臨時特別給付金給付事業費、1億537万9千円を増額は、会計年度任用職員給料123万4千円、システム改修委託料194万3千円、住民税非課税世帯臨時特別給付金1億50万円などの新規計上であります。2項2目児童措置費89万2千円の減額は、子育て世帯臨時特別給付金を全額現金支給することによる、印刷製本費50万円の減、郵便料39万2千円の減、給付金3千万円の増、6ページに行きまして、クーポン券3千万円の減であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　この件に関して2点ほど質問します。と言いますのは、国が現金給付を認めたということでそういった選択をされたと思うのですが、町としましては、それを選択した大きな理由としてはどのようなものがあるのでしょうか。

もう1点は、このクーポン券から現金にやった場合の地元経済に対する影響っていうかどのような効果、あるいはどっちがどっちというのはちょっと難しいと思いますけれども、クーポン券配布と現金配布での効果の違いはどのように捉えておられますか。

○議長　福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長　それでは子育て世帯への臨時特別給付金の支給方法の変更についてのご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず1点目のクーポン券から現金支給にした大きな理由でございますけれども、先ほど全員協議会で申し上げましたように、やはり子育て世帯の皆さんの利便性、クーポン券で

すとどうしても使える品目が限られてしまうといったところと、町内でさまざまなクーポン券を利用する仕組みづくりをまずはしていかななくてはいけないと、それにはちょっと時間がかかるといったところもあって、やはり現金ですと、効率的に現金が給付できるといったところと、あとそういった子育て世帯の方の利便性、自由な判断で町内でお使いいただくといったところが可能となるといったところも、大きな理由として捉えているところでございます。

また、2点目の地域経済への影響といったところでは、やはりすでに先行給付で2,215万円ほどの給付が年末に行われているところでございます。

さらに加えて今回また現金で給付するといったところでは、子育て世帯の方が自由度を増して、町内でさまざまな子育てにかかわる生活用品ですとか、子どもたちのために使う用途が非常に広くご利用いただけるといったところと、あと地域経済の影響といったところでは、やはりクーポン券にいたしますと、いままでさまざまな商品券などを町では発行して町民の皆さんお使いいただいているところでございますけれども、町内の大規模店舗での利用が非常に多くなっているところでございます。割合的にはそういったところに流れていくケースが非常に多いのかなというふうには捉えておまして、そういったことからすると、現金支給とそういったクーポン支給という二つの選択肢を考えたときにもそう大差なく、町内で子育て世帯がご活用いただけるものなのかなというふうなことで捉えております。

ただやはり商品券にしますと、地域が限定されますので、給付した金額が地域で消費されますので、そういった面では非常に大きな効果があるのかなというふうには捉えておりますけれども、やはり子育て世帯の利便性を一番重きを置いて判断したということでご理解いただきたいと思います。

○議長　ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　私も今ほどの全員協議会でお尋ねすればよかったんですが、子育て特別給付金に関しましてですけども、この対象者はいわゆる0才から18才までっていうことでありましてけれども、この0才、お生まれになったタイミングっていうのはどこで対象者になるのかそれをちょっと確認させてください。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは子育て世帯の対象者の基準日についてご説明を申し上げたいと思います。

対象となりますのが、0才から18才までの町内に住所を有する方ということでございます。これからお生まれになるお子さんも、令和4年3月31日までに出生したお子さんについては対象となりますので、これからのニーズについては徐々に増加していくものというふうには捉えてございます。

○議長　ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、令和3年度西会津町一般会計補正予算（第6次）を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、令和3年度西会津町一般会計補正予算（第6次）は原案のとおり可決されました。

日程第6、報告事項第1号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第1号、委任専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております、町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて委任専決処分を行いましたのでその内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で物損事故に係るものであります。

それでは報告第1号の報告書をご覧ください。

まず事件の発生年月日につきましては、令和3年8月27日であります。その内容であります、会津坂下町字下関堀向地内の県道会津坂下停車場線において会津坂下町中央公民館方面より走行してきた相手方車両が一時停止をしないで県道に合流してきたため、町公用車と接触し、双方の車両を損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日及び賠償額につきましては、令和3年12月3日、9万2,823円であります。

なお、過失割合につきましては、当方15パーセント、相手方85パーセントであります。

以上をもちまして地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長 ただ今の報告に対し質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

本臨時会に付議されました事件は以上をもって審議終了いたしました。町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会は、子育て世帯への臨時特別給付金の給付方法の変更等に伴う令和3年度一般会計補正予算案についてご審議をいただいたところではありますが、原案のとおりご議決賜り厚く御礼を申し上げます。

今後は速やかに手続きを行い、早期の支払いに向けて努力してまいりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

○議長 これをもちまして令和4年第1回議会臨時会を閉会いたします。（10時42分）